

廃対143号  
令和2年5月1日

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会理事長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業廃棄物処理業等の許可申請等の取扱いについて

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から通知がありました。  
通知内容を鑑み、事業者が岐阜県に対して行う産業廃棄物及び自動車リサイクル法関連の許可及び登録申請について、当面の間、別紙のとおり取り扱うこととしましたので御承知おきいただくとともに、貴会員へ周知くださるようお願いいたします。

岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神 谷	担 当	三 好
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		

(特別管理) 産業廃棄物処理業者 様  
自動車リサイクル法関連事業者 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課産業廃棄物係

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業廃棄物処理業等の許可申請  
等の取扱いについて

令和2年4月27日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について(通知)」が発出されたことを受け、岐阜県では産業廃棄物処理業等の許可及び登録(以下「許可等」といいます。)について、当面の間、郵送での申請を認めることとしました。

つきましては、申請書類の郵送にあたっては、下記の事項に御留意ください。

なお、対面での申請を妨げるものではないことを申し添えます。

## 記

### 1 対象となる許可等について

- (1) 廃棄物処理法の規定に基づき、岐阜県に申請を行う産業廃棄物に関する許可等
- (2) 自動車リサイクル法の規定に基づき、岐阜県に申請を行う許可等

### 2 申請に係る留意事項

#### (1) 郵送時期に関すること

- ・申請書類の受付日は、申請書類の提出先である行政庁に到着した日となります。
- ・更新申請を行う場合、従前の許可の有効期間の満了日までに申請書類が到着する必要があるが、有効期間を経過してから到着した申請は受付を行うことはできません。  
※消印有効ではありません。
- ※従来、許可の有効期間の満了日の2カ月前の申請を推奨しています。
- ・郵便による岐阜県収入証紙の購入には、時間を要するため、余裕をもって準備をしてください。

#### (2) 郵送方法等に関すること

- ・事前に、申請者から申請書類の提出先である岐阜地域環境室又は県事務所(以下「県事務所等」という。)へ申請書類を郵送する旨の連絡をしてください。
- ・簡易書留等、郵便記録が追跡可能な方法により行ってください。
- ・申請書類の控えに受付印を押印して返却を行うため、許可証を郵送するための返信用

封筒のほか、申請書類の控えの返信用封筒を必要な額の切手を貼付のうえ、同封して  
ください。

(3) 申請手数料の納入方法等に関すること

- ・申請手数料は、申請書類の提出時に納付する必要がある、岐阜県収入証紙（以下「県証紙」という。）を貼付する以外の方法は認められません。
- ・必要な額の申請手数料が納付（県証紙が貼付）されない場合には、申請書類を受け付けることはできません。

そのため、電子メールやFAXによる申請書類の提出は認めません。

- ・前述のとおり、更新申請の場合に、従前の許可の有効期間を経過してから到着した申請は受付を行うことはできません。これは、到着した申請書類に必要な額の県証紙が貼付されていない場合において、有効期間内に証紙により手数料が納入されなかった場合も同様とします。

(4) 添付書類に関すること

- ・添付書類のうち、講習会の修了証等の添付が困難なものがある場合には、事前に申請書類の提出先である県事務所等に相談をしてください（申請書の郵送に関する事前連絡を行う際に申し出てください）。
- ・取得に時間を要すると考えられる書類については、余裕をもって準備をしていただくとともに、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができる書類は添付漏れがないよう十分注意してください。
- ・また、申請書の提出に添付を行わなかった書類については、添付が可能となった時点で、速やかに提出を行う必要があります。

(5) 岐阜県収入証紙の郵便による購入方法

岐阜県収入証紙については、県の機関や県内外の一部の金融機関で販売しているほか、郵送でも購入することができます。詳細は次のリンク先を参照ください。

○ 岐 阜 県 公 式 ホ ー ム ペ ー ジ 「 岐 阜 県 収 入 証 紙 に つ い て 」  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/suito-jimukyoku/suito/shoshi.html>

以上

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた  
更新許可事務における対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組が全国で進められているところであるが、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請のために庁舎に赴いて対面での申請行為をすることや、申請のための添付書類を用意することが、まん延防止の妨げとならないよう、申請の受付方法や添付書類について、適切な対応を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、産業廃棄物処理業者の事務にも影響が出ていると考えられるところであり、その負担をなるべく軽減することが望ましい。

許可の更新のための事務については、既に、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について」（令和 2 年 4 月 1 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 14 条第 3 項、第 14 条第 8 項、第 14 条の 4 第 3 項及び第 14 条の 4 第 8 項の、許可の更新の申請に当たって、行政庁による処分がされるまでの間は、従前の許可の有効期間の満了後も当該許可がなおその効力を有する旨の規定（以下「有効期間延長の規定」という。）の活用について連絡をしたところであるが、これに加え、次のとおり通知する。なお、郵送による申請等については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に限らず活用できるよう、これを機に許認可事務の合理化の一環として一層の促進を検討されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 郵送による申請について

産業廃棄物処理業の許可事務においては、窓口による対面での対応によることを推奨

している地方公共団体もあると考えるが、このような地方公共団体にあっても、少なくとも新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間においては、郵送による申請を積極的に推奨されたい。この際、仮に全ての申請を郵送で受け付けることが難しい等の事情があるのであれば、例えば産業廃棄物処理業者の負担の軽減の観点から、特に遠方の産業廃棄物処理業者からの申請については、郵送による申請を推奨する等の対応も考えられる。また、許可の有効期限の到来が間近で、郵送による申請によっては許可の更新が間に合わないと予想される場合については郵送による申請の推奨の対象とはしないなど、各地方公共団体の実情に合わせた柔軟な対応を図られたい。

## 二 電子メール等を利用した申請について

郵送とあわせて、電子メール等を利用した申請についても推奨されたい。

申請書や添付書類を電子的に送付して行う申請にあっては、申請書その他登記事項証明書等の添付書類が真正であることの確認ができない等の理由により、審査事務を完了することが困難な場合もあると考えられる。申請書については電子署名を活用することも考えられるが、それが難しい場合であっても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、申請の受付については電子メールを利用して行い、審査事務自体は後日補正を活用するなどにより適切に行うこととして、有効期間延長の規定を適用するといった対応も考えられる。この場合において、添付書類については、後日原本と照合するなどして真正性を確認するよう留意されたい。

## 三 添付書類について

添付書類のうち、登記事項証明書、住民票、講習会等の修了証等の添付が困難になっていることが考えられる。申請に係る事務に当たっては、そのような添付書類の不備がある場合においても、そのことをもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けた上で補正を指示することで、有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい。ただし、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができる書類については、可能な限り添付した上で申請をすることが、産業廃棄物処理業者には求められる。

不備のある書類については、後日、郵送又は窓口を持参する等の方法により、最終的には提出される必要がある。

なお、不動産や、会社その他の法人の登記事項証明書については、法務局窓口へ赴かなくとも、オンラインで申請し、郵送で書類を受け取ることが可能であるため、必要に応じて、産業廃棄物処理業者へ案内されたい。

## 四 従前の許可が有効であることの明示について

有効期間延長の規定を適用する場合にあっては、許可証で明示された許可の期間からみると、許可が無効であるかのような外見を呈することがある。このため、産業廃棄物処理業者が有効な許可を有していることを排出事業者等が判断できるよう、許可の更新の申請をした事業者に対して、申請が受け付けられたことがわかる文書（受領印が押された申請書の写し等）を申請者に対して郵送により交付するなど、地方公共団体の実情に応じて、処理業者の許可が有効であることが対外的に示されるための措置をとられたい。なお、環境省のウェブサイトにおいて、更新の許可の申請が受け付けられている間は従前の許可が引き続き有効である旨を掲載しておくこととするので、活用されたい。

## 廃棄物処理業の許可に関するお知らせ

環境省環境再生・資源循環局

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可の更新に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項、第 7 条第 8 項、第 14 条第 3 項、第 14 条第 8 項、第 14 条の 4 第 3 項及び第 14 条の 4 第 8 項の規定により、許可の更新の申請に当たって、行政庁による処分がされるまでの間は、従前の許可の有効期間の満了後も当該許可がなおその効力を有することとされています。

このため、一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者の有する許可証に記載されている有効期限が切れている場合でも、既にその許可の更新の申請が受け付けられ、地方公共団体による審査がされている間は、許可は引き続き有効です。

地方公共団体においては、許可の更新申請を受け付けた旨の文書を申請者に交付している場合がありますので、これによって、廃棄物の処理業者がした許可の更新の申請が受け付けられているかどうかを確認することができます。

詳しくは、一般廃棄物については市町村の一般廃棄物担当部局へ、産業廃棄物については都道府県（いわゆる政令指定都市又は中核市にあっては、市）の産業廃棄物担当部局へお問い合わせください。